

本支店一括申請 特例有限会社（清算終了）

受付番号票貼付欄

## 特例有限会社清算終了登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事有限会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 支店 管轄登記所 ○○法務局  
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 清算終了

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

登記すべき事項をオンラインにより提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金4,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳  
 本店所在地分 金 2, 0 0 0 円  
 支店所在地分 金 2, 0 0 0 円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

1. 登記手数料 金 3 0 0 円  
 支店所在地登記所数 1 所

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1所につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)で御確認いただけます。

納付額合計 金 4, 3 0 0 円

1. 添付書類  
 株主総会議事録 1 通  
 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1 通  
 委任状 1 通

代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※<sub>1</sub>  
 申請人 ○○商事有限会社 ※<sub>2</sub>

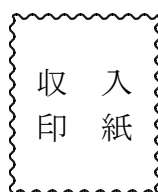
○県○市○町○丁目○番○号※<sub>3</sub>  
 清算人 ○○○○ ⑤

※<sub>1</sub>～※<sub>4</sub>にはそれぞれ、  
 ※<sub>1</sub>→本店、※<sub>2</sub>→商号、  
 ※<sub>3</sub>→清算人の住所、  
 ※<sub>4</sub>→代理人の住所、  
 を記載します。

登記所に提出した印鑑を  
 押します。



収入印紙貼付台紙（登録免許税分）



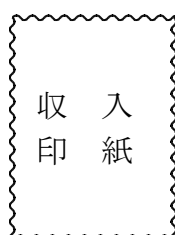
(注) 割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（清算人が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

## 収入印紙貼付台紙（登記手数料分）



(注) 割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（清算人が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例  
(登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「登記記録に関する事項」平成○年○月○日清算終了

※株主総会において決算報告書を承認した日を記載してください。

なお、清算人の就任後2か月以内に清算が終了することはありません（会社法第499条第1項）ので、注意してください。

- (注) 1 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。
- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。  
詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

## 株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

## 株主総会議事録

平成○年○月○日午前○時○分から、当社の本店において清算事務報告書の承認総会を開いた。

株主の総数 ○○名  
発行済株式の総数 ○○○○株  
(自己株式の数 ○○○○株)

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使できる株主の数 ○○名  
議決権を行使することができる株主の議決権の数 ○○○○個  
出席株主数 (委任状による者を含む) ○○名  
出席株主の議決権の数 ○○○○個

清算人○○○○は、議長席につき開会を宣言して、次いで、当社の清算終了に至るまでの経過を詳細に報告し、別紙清算事務決算報告書を朗読し、その承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認した。よって議長は会議の終了を告げ、午前○時○分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成する。

(注) 清算事務決算報告書を添付します。

平成○年○月○日

○○商事有限会社株主総会

議事録作成者 清算人 ○○○○ 印

(注) 株主総会議事録が複数ページになる場合には、議事録作成者の印鑑で各ページのつづり目に契印してください。

## 清算事務決算報告書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

## 清算事務決算報告書

- 1 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間内に取立て、資産の処分その他の行為によって得た債権の総額は、金〇円である。
  - 1 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額は、金〇円である。
  - 1 現在の残余財産の額は、金〇円である。
  - 1 平成〇年〇月〇日、清算換価実収額金〇円を、次のように株主に分配した。
  - 1 優先株式〇株に対し総額 金〇円 (ただし、1株につき金〇円の割合)
  - 1 普通株式〇株に対し総額 金〇円 (ただし、1株につき金〇円〇拾銭の割合)
- 上記のとおり清算終了したことを報告する。  
平成〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社  
清算人

〇〇〇〇

印

(注) 決算報告書は、次に掲げる事項を内容とするものであることが必要です (会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) 第150条)。

- 1 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
  - 2 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
  - 3 残余財産の額 (支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)
  - 4 一株当たりの分配額 (種類株式発行会社にあつては、各種類の株式一株当たりの分配額)
- ※ 4に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければなりません。

① 残余財産の分配を完了した日

② 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額





- ※ 1 株主総会, 種類株主総会, 株主全員の同意, 種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は, 対象となる種類株式も記載してください。
- ※ 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※ 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は, 記載不要です。
- ※ 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし, 議決権を有していれば, 株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- ※ 5 株主の氏名等は, 総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は,
  - ① 議決権の割合の合計が, 3分の2に達するまで
  - ② 10位に達するまでのいずれか少ない人数の株主を記載してください。

なお, 同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は, その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください(例: 同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので, 当該記載で10位に達したこととなります。)
- ※ 6 種類株式発行会社については, 種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は, 登記された名称を記載してください。
- ※ 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には, 議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※ 8 総議決権数にも, 自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※ 9 証明書は, 登記申請人名義で作成してください(ただし, 組織再編の登記の場合には, 例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。
- ※ 10 印鑑は, 証明書の作成者の登記所届出印を押印してください。

## 委任状の例

## 委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号  
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の清算結了の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号  
○○商事有限会社

清算人 ○○○○ ⑨ (注)

(注) 清算人が登記所に提出している印鑑を押してください。